

## 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理手続 ～中小企業が法的整理に至っても経営者の保証債務は 破産以外の方法で整理し得ることをご存知ですか～



### 1 はじめに

中小企業庁は、2019年6月26日、中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。)が実施する「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理手順である「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」(以下「整理手順」といいます。)及び同Q&A(以下「整理手順Q&A」といいます。)を改訂しました。この改訂では、中小企業経営者の保証債務のみを整理する場合の相談・申請の手続が見直され、また関係者からの関心が高い事項の取扱いが明確化されました。今後、今回の改訂を一つの契機として、「単独型」におけるガイドラインの活用が従来よりも増えることが予想されるため、本稿では、私的整理に基づく中小企業経営者の保証債務の整理手続を概観し、とりわけ協議会を利用した「単独型」での保証債務の整理手続のポイントを説明します。

### 2 保証債務の整理の必要性

中小企業では経営への規律付けや信用補完のために経営者による個人保証がされることが多くありますが、中小企業の主たる債務だけを整理しても、それだけでは経営者の保証債務は消滅しません。そのため、中小企業の主たる債務を整理する場合、経営者の保証債務も併せて整理する必要があります。この経営者の保証債務の整理方法の一般準則等を定めたものが「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)であり、特に協議会を利用して経営者の保証債務を整理する場合の手続や実務上の留意事項をまとめたものが、上述の整理手順や整理手順Q&Aです。

### 3 一体型と単独型

経営者がガイドラインに基づき保証債務を整理する方法として、①「一体型」と②「単独型」の2種類があります。

前者の「一体型」とは、主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合を指します。具体的には、中小企業の主たる債務を整理するのと同じ私的整理手続中で経営者の保証債務も一体的に免除を受ける場合等です。他方、後者の「単独型」は保証債務のみを整理する場合を指し、主たる債務者である法人の破産・民事再生等の法的債務整理手続が先行する場合において、残った経営者の保証債務のみを私的整理手続において整理する場合等です。

ガイドラインにおいては、主たる債務の整理に当たって、準則型私的整理手続を利用する場合は、保証債務の整理についても同じ手続において一体処理することが原則とされており、「一体型」が原則類型といえますが、主たる債務について破産・民事再生等の法的債務整理手続が申し立てられている場合には、「単独型」によることになります。

どちらも中小企業経営者の保証債務を整理する点では共通しますが、「一体型」は主たる債務者である中小企業が法的債務整理手続に至っていないのに対し、「単独型」では既に主たる債務者自身が法的債務整理手続に至っており、主たる債務者の債務整理手続の進行の度合いにおいて違いがあります。

### 4 ガイドライン利用のメリット

ガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理する場合、破産手続により保証債務を整理する場合と比べて、以下のようなメリットがあります(このメリットは一体型・単独型に共通のものです)。

まず、一定の要件を満たし、全ての対象債権者(主に金融機関)の同意を得られれば、経営者の個人財産のうち、

- ① 破産手続における自由財産に相当する財産
- ② 一定期間の生計費に相当する預貯金
- ③ 華美でない自宅不動産

を残すことができる場合があります。特に破産手続とは異なり、上記②や③が残存資産(インセンティブ資産)として認められることはガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理する大きなメリットです。なお、かかるメリットの付与には、経営者である保証人による早期の事業再生等の着手の決断により、主たる債務者である法人の事業価値の劣化を防ぐなど、債権者にとっても経済的な合理性(回収見込額の増加)が認められることから、事業再生等に対する経営者の適時適切な判断への動機付け(インセンティブ)という意味合いがあります。そのため、上記②や③の残存資産(インセンティブ資産)は、経営者である保証人が早期に主たる債務者の事業再生等に着手したことによる債権者の回収見込額の増加額が上限とされています。

また、自由財産の範囲を超える財産がない場合であっても、ガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理すれば、破産手続とは異なり、信用情報機関への事故情報(いわゆるブラックリスト)の登録がなされない運用となっています。そのため、保証人は、クレジットカードの利用を継続できる運用となっており、また各種借入れ・ローンの新規契約が非常に困難になるという事態を回避できるとされているなどのメリットを享受できます。

なお、ガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理するには、主たる債務者が法的債務整理手続の開始申立て又は準則型私的整理手続の申立てを現に行い、又はこれらの手続が係属し、若しくは既に終結していることが要件です。また、主たる債務の整理手続が終結する前に、保証債務の整理が開始されなければ、上記②、③の財産を残すことはできないため注意する必要があります。

## 5 整理手順・整理手順Q&Aの改訂内容

今回の整理手順・整理手順Q&Aの改訂の主な内容は、①単独型の利用申請書の新設、②相談申込書及び利用申請書を記入する際のチェックリストの追加、③窓口相談における手続の明確化、④その他関係者の関心が高い事項の取扱いの明確化等です。

従来から、協議会において、ガイドラインに基づき、単独型で保証債務の整理を行う事例自体はありましたが、主たる債務者である法人が法的債務整理手続に入った局面では、保証人である経営者は破産することが通常であるといった考え方が一部の債権者等の間にあり、協議会において単独型で保証債務が整理された件数はそれほど多くありませんでした。しかしながら、今回の改訂は、主たる債務者である法人が法的債務整理手続に入った局面においても、一定の要件を満たす保証人については、破産以外の方法で保証債務を整理する門戸が開かれていることを再確認するものであり、その活用は経営者の再チャレンジを促す意味で大きな意義があるといえます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)